

クラウドPBXエリア【area】サービス契約約款

第1章 総則

第1条 株式会社ラピッドテレコム（以下「当社」といいます。）は、当社の提供する電気通信サービス「エリア【area】」（以下「エリア【area】サービス」といいます。）に関し、エリア【area】サービスを利用する者（以下「エリア【area】契約者」といいます。）に対し、以下の通り約款（以下「本約款」といいます。）を定めます。

（約款の変更）

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

（用語の定義）

第3条本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 エリア【area】 網	エリア【area】サービスの用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。）
4 エリア【area】サービス	エリア【area】網を使用して行う電気通信サービス
5 エリア【area】サービス取扱所	エリア【area】サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 内線通信	内線グループ内でインターネットプロトコルにより音声その他の音響を送り、又は受ける通信
7 内線グループ	サービス利用回線により構成される回線群
8 サービス利用回線	エリア【area】網と相互接続された契約者回線等であって、エリア【area】サービスの提供を受けるもの
9 第1種電話番号	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
10 第2種電話番号	電気通信番号規則第10条第1項第2号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
11 エリア【area】契約	当社からエリア【area】サービスの提供を受けるための契約
12 エリア【area】契約者	当社とエリア【area】契約を締結している者
13 端末設備	サービス利用回線に接続される内線通信を行うための電気通信設備
14 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
15 自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって 端末以外のもの
16 契約者識別符号	エリア【area】サービス契約者を特定するための英文字及び数字の組合

17 利用者等識別符号	エリア【area】サービスの利用者、グループ又は端末を特定するための英文字及び数字の組合せであってエリア【area】サービス契約に基づいて当社がエリア【area】契約者に割り当てるもの
18 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（ファクシミリ通信の取扱い）

第4条 エリア【area】サービスを利用して行なうファクシミリ通信は、これを通話と見なして取り扱います。

第2章 基本機能

（基本機能の提供）

第5条 当社は、エリア【area】サービスについて、別に定めるところにより基本機能を提供します。

第3章 エリア【area】サービスの提供区間

（エリア【area】サービスの提供区間）

第6条 当社が提供するエリア【area】サービスの提供区間は、日本国内とします。

NTT東日本/西日本ひかり電話番号の利用以外に当社は、別に定めるところにより提供する0ABJ番号の場合は、東京（03）、名古屋（052）、大阪（06）、千葉（043）、川崎（044）、横浜（045）、さいたま（048-1XXX、6XXX、7XXX、8XXX）になります。さいたまは、埼玉県上尾市、桶川市、春日部市、さいたま市、蓮田市、北足立郡が該当します。それ以外の市外局番が048のエリア（川口市、熊谷市、草加市等）での提供はできません。

第4章 契約

（エリア【area】サービスの細目）

第7条 エリア【area】サービスには、別に定める料金表（料金）に規定する細目があります。

（契約の単位）

第8条 当社は、1の内線グループごとに1のエリア【area】契約を締結します。この場合、エリア【area】契約者は、1のエリア【area】契約につき1人に限ります。

2 エリア【area】サービスを専ら内線通信以外に利用する場合、1の申込を1の内線グループとみなし1のエリア【area】契約を締結します。

（エリア【area】契約申込みを行うことができる者の条件）

第9条 エリア【area】契約の申込みを行うことができる者は、エリア【area】網と相互接続されたインターネット接続サービス（NTT東日本/西日本 フレッツ光ネクスト回線 IPv4接続サービス）との契約者に限ります。

（エリア【area】契約申込みの方法）

第10条 エリア【area】契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をエリア【area】サービス取扱所に提出していただきます。

(1) エリア【area】サービスの細目に係る事項

(2) その他エリア【area】契約申込みの内容を特定するための事項

(エリア【area】契約申込みの承諾)

第11条 当社は、エリア【area】契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのエリア【area】契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) エリア【area】契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が、エリア【area】サービスに係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込者に係る電気通信サービスが利用停止されている、又は電気通信サービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) 犯罪行為を防止するために当社が契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法により契約の申込みを承諾しない要請があったとき。
- (6) その他エリア【area】サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第12条 エリア【area】サービスについては、料金表（料金）に定めるところにより最低利用期間がある場合があります。

(電話番号の設定及び付与)

第13条 エリア【area】契約者は、その内線グループについて、契約者が定める番号体系により内線番号（内線通信を行うために利用する番号をいいます。以下同じとします。）を設定していただきます。但し、第8条2項に該当する場合は除きます。

2 当社は、別に定めるところによりサービス利用回線および内線グループに、第1種電話番号又は、第2種電話番号を付与します。

(変更等の通知)

第14条 エリア【area】契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、エリア【area】サービス取扱所に通知していただきます。

- (1) エリア【area】サービスの細目に係る変更
- (2) エリア【area】契約者の住所の変更
- (3) 通信料金等請求書の送付先の変更

2 当社は、前項の通知の内容が第11条（エリア【area】契約申込みの承諾）第2項に該当するときは、第16条（エリア【area】契約者が行うエリア【area】契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。

（注）当社は、第1項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

(エリア【area】サービスの利用の一時中断)

第15条 当社は、エリア【area】契約者から請求があったときは、エリア【area】サービスの利用の一時中断（そのエリア【area】契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(エリア【area】契約者が行うエリア【area】契約の解除)

第16条 エリア【area】契約者は、エリア【area】契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめエリア【area】サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(1) エリア【area】契約解除については、料金表(料金)に定めるところにより料金がある場合があります。

(当社が行うエリア【area】契約の解除)

第17条 当社は、次の場合には、そのエリア【area】契約を解除することがあります。

(1) 第23条(利用停止)第2項の規定によりエリア【area】サービスの利用を停止されたエリア【area】契約者が、この約款に定める料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第23条(利用停止)第1項の規定によりエリア【area】サービスの利用を停止されたエリア【area】契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(3) 当社が、エリア【area】契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。

(4) エリア【area】契約者が、第23条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がエリア【area】サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

(5) エリア【area】契約者が、第14条(変更等の通知)第1項に反して変更の通知を行わず、当社からの通知がエリア【area】契約者に届かないとき。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、第9条(エリア【area】契約申込みを行うことができる者の条件)を満たさなくなったときは、そのエリア【area】契約を解除します。

3 当社は、前1項及び前2項の規定により、そのエリア【area】契約を解除しようとするときは、あらかじめエリア【area】契約者にそのことを通知します。但し、前1項の(1)、(3)及び(5)に該当する場合はこの限りではありません。

(その他の提供条件)

第18条 エリア【area】契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第19条 当社は、エリア【area】契約者から請求があったときは、そのエリア【area】契約について料金表により付加機能を提供します。

(付加機能の廃止)

第20条 当社は、次の場合には、付加機能を廃止します。

(1) その付加機能の提供を受けているエリア【area】契約者から廃止の申出があったとき。

(2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

(付加機能の利用の一時中断)

第21条 当社は、付加機能を利用しているエリア【area】契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断

(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第6章 利用中止等

（利用中止）

第22条 当社は、次の場合には、エリア【area】サービス又は付加機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) エリア【area】契約に係る電気通信サービスが利用中止になったとき。

2 当社は、前項の規定によりエリア【area】サービス又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことをエリア【area】契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第23条 当社は、エリア【area】契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間、そのエリア【area】サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第35条（利用に係るエリア【area】契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (2) エリア【area】契約に係る電気通信サービスが利用停止になったとき。

2 当社は、この約款に定める料金その他の債務について、支払い期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのエリア【area】サービスの利用を停止することがあります。

3 当社は、前1項の規定によりそのエリア【area】サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をエリア【area】契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 当社は、当社役務が犯罪行為等を防止するために、利用を停止する必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法により利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき、当社役務の一部又は全部の利用停止をすることがあります。また、警察機関から申込みを承諾しない旨の措置要請が存在したときも同様とします。この場合もしくはその他法令の定めにより、当社は警察機関に対し契約者に係る情報（氏名、住所等）を通知することがあります。

5 第13条2項に規定する第1種電話番号の付与条件を満たさなくなった場合は、付与条件を満たすまでの間、当該第1種電話番号に係わるエリア【area】サービスの利用を停止します。

第7章 通信

（通信の品質）

第24条 通信の品質については、そのエリア【area】サービスの利用形態等により変動する場合があります。

（ベストエフォートサービス利用回線による制約）

第25条 エリア【area】契約者は、サービス利用回線が全く利用できない状態となる場合（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、そのサービス利用回線に係る通信ができないことがあります。

ベストエフォートサービス利用回線（契約者のインターネット接続回線、当社指定のインターネット接続回線を含む、電気通信相互接続先事業者（NTT東日本/西日本、楽天モバイル、NTTコミュニケーションズ、KDDI回線）を含む、通話先の接続事業者回線）を指します。

第8章 料金等

（料金及び工事に関する費用）

第26条 当社が提供するエリア【area】サービスに係る料金は、別に定める料金表（料金）に規定する料金とします。

2 当社が提供するエリア【area】サービスに係る工事に関する費用は、別に定める料金表（工事に関する費用）に規定する工事費とします。

（料金の支払い義務）

第27条 エリア【area】契約者は、そのエリア【area】契約に基づいて当社がエリア【area】サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間について、別に定める料金表（料金） および料金表（工事に関する費用）に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりエリア【area】サービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、エリア【area】契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、エリア【area】契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、エリア【area】契約者は、次の場合を除き、エリア【area】サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 エリア【area】契約者の責めによらない理由により、そのエリア【area】サービス又は付加機能を全く利用できない状態（当該サービス又は機能に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、8時間以上その状態が継続したとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのエリア【area】サービス又は付加機能についての料金
2 当社の故意又は重大な過失により、そのエリア【area】サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのエリア【area】サービス又は付加機能についての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 エリア【area】契約者は、エリア【area】レンタル品を紛失した場合、または契約者の過失により故障した場合は、紛失または故障時までのエリア【area】サービス利用期間の長さに応じ、下の金額に消費税相当額を加算した額を、当社が別途定める方法により支払うものとします。

エリア【area】サービス利用期間	支払いを要する金額
1年未満	定価で購入した場合の全額
1年以上～2年未満、	定価の90%
2年以上～3年未満	定価の80%
3年以上～4年未満	定価の70%

4年以上～5年未満	定価の60%
5年以上～6年未満	定価の50%
6年以上～7年未満	定価の40%
7年以上～8年未満	定価の30%
8年以上～9年未満	定価の20%
9年以上	定価の10%

※定価の定義 時価（過去ではなく、現在設定されている価格）を定価とします。

5 エリア【area】機器購入費または、機器購入をリース契約等では、免責として利用の一時中断、利用停止があった場合、これに含まないものとします。

（料金の計算方法及び支払い等）

第28条 料金の計算方法及び支払い等は、条文上に定めがあるものを除き、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第29条 エリア【area】契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別途定める方法により支払っていただきます。

（延滞利息）

第30条 エリア【area】契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別途定める方法により支払っていただきます。ただし、支払い期日の翌日から10日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第9章 保守

（維持責任）

第31条 以下の各号に規定する業務は当社の保守・運用の範囲外のものであり、当社は以下の各号に規定する義務を負うものではありません。

- (1) エリア【area】契約者の設備又は契約者の責に帰すべき事由に起因する故障の修理
- (2) サービス利用回線故障の修理
- (3) 停電、天変地異その他その当事者の合理的な予測と管理の範囲を超える事由に起因する端末設備故障の修理

（エリア【area】契約者の切分責任）

第32条 エリア【area】契約者は、自営電気通信設備及び自営端末設備に故障のないことを確認のうえ、当社に故障の申告を行うものとします

2 当社が技術員を派遣したまたは技術員の派遣を手配した結果、故障の原因が自営電気通信設備、自営端末設備でエリア【area】契約者の責に帰すべき事由によることが判明したときは、エリア【area】契約者が派遣に要した費用を別途負担するものとします。

第10章 損害賠償

（責任の制限）

第33条 当社は、エリア【area】サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのエリア【area】サービスが全く利用できない状態（全ての内線通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、8時間以上その状態が連続したときに限り、当該エリア【area】契約者の損害を賠償します。ただし、電話回線（NTT東日本/西日本ひかり電話）及び、サービス利用回線（契約者のインターネット接続回線、当社指定のインターネット接続回線を含む、電気通信相互接続先事業者（NTT東日本/西日本、楽天モバイル、NTTコミュニケーションズ、KDDI 回線）を含む、通話先の接続事業者回線）に起因する事象によりエリア【area】サービスが全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、エリア【area】サービスが全く利用できない状態にあることを知った時刻以後のその状態が連続した時間について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該エリア【area】サービスに係る別途定める料金表（料金）に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、第27条（料金の支払い義務）第2項第3号の表、5号の規定に準じて取り扱います。

4 停電、天変地異、システムダウン、その他当社の合理的な予測と管理範囲を超える事由によりエリア【area】サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

5 国際通話が第三者によって不正に使用され、高額な国際通話料金が発生した問題に対し、当社はIP電話機の設定が流出することを防ぐオートプロビジョニングをとるなど「なりすまし・乗っ取り」の対策を行っておりますが、国際通話を全く利用されないお客様には、国際通話発信規制を実施することを案内しています。

お客様の依頼により、国際通話発信規制を解除された場合、お客様契約のSIP通信のアカウント情報が故意、過失にかかわらず第三者によって不正に使用される被害を被った場合、当社は契約者に被害額を請求することができます。また、当社の提供するサービス保守契約、及び別途定めるハードウェア保守契約について、不正に使用される被害額は含まれていません。

第11章 雑則

（承諾の限界）

第34条 当社は、エリア【area】契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

（利用に係るエリア【area】契約者の義務）

第35条 エリア【area】契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行ってはなりません。

（自己責任の原則）

第35条の2 エリア【area】契約者は、エリア【area】サービスの利用に伴い第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。エリア【area】契約者がエリア【area】サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合においても同じとします。

2 当社は、エリア【area】契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

（情報の管理）

第35条の3 エリア【area】契約者は、契約者識別符号、利用者等識別符号、暗証符号その他エリア

【area】サービスを利用する権利を認識するに足りる情報（契約者識別符号、利用者等識別符号、暗証符号その他エリア【area】サービスを利用する権利を認識するに足りる情報が設定してある端末設備、自営端末設備及び自営電気通信設備を含みます。以下「接続情報等」といいます。）を自己の責任において管理するものとします。

2 エリア【area】契約者は、接続情報等を第三者に使用させ、第三者と共有し、または売買、譲渡もしくは貸与してはならないものとします。

3 接続情報等の使用上の過誤または第三者による使用によりエリア【area】契約者が被る損害については、エリア【area】契約者の故意または過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。

4 エリア【area】契約者は、エリア【area】契約者の接続情報等によりエリア【area】サービスが利用されたときには、エリア【area】契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または重大な過失により接続情報等が第三者に利用された場合にはこの限りではありません。

（免責・責任）

第35条の4 当社は、本約款で特に定める場合を除き、エリア【area】契約者がエリア【area】サービスの利用（利用不能も含みます。以下本条について同じとします。）に関して被った損害についてはいかなる責任も負わないものとします。ただし、エリア【area】契約者がエリア【area】サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

国際電話の不正発信被害については、当社が指定するオートプロビジョニングが機能する標準構成で利用している通話分は、被害が発生したとしてもお客様へは請求致しません。

お客様で電話番号の設定が自由にできるよう、SIP通信のアカウントとパスワードを発行、もしくはSIP-URIの形で利用可能にする事は致しておりません。また電話回線サービスの再販目的へはサービス提供をしておりません。当社が提供しないと約款で定めていることを、お客様・利用者様の行為により勝手に出来る様にされた場合、ご契約を解消させていただくと共に、電話の不正発信被害やその他損害が発生した場合でも、当社はいかなる責任も負わないものとします。

2 エリア【area】契約者がエリア【area】サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争に関しては、エリア【area】契約者が自らその責任と費用負担において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

（特約条項等）

第36条 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、エリア【area】契約者に対して本約款の定めによらない提供条件（以下「特約条項等」といいます。）で、エリア【area】サービスの提供をすることがあります。

（法令に規定する事項）

第37条 エリア【area】サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある別記4及び5の事項については、その定めるところによります。

（閲覧）

第38条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、閲覧に供します。

第12章 附帯サービス

(附帯サービス)

第39条 エリア【area】サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

別記

1 エリア【area】サービスの提供区間

(1) 当社が提供するエリア【area】サービスの提供区間は、次のとおりとします。

ア サービス利用回線の終端相互間のも

イ サービス利用回線の終端からサービス接続間のも

ウ エリア【area】サービスのもの

2 エリア【area】契約者の名義の変更

(1) エリア【area】契約者がそのエリア【area】契約の名義を変更する場合には、当社所定の書面に、名義の変更を証明する書類を添えて、契約事務を行う当社のエリア【area】サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) 当社は、届出のあった変更後の名義人が第11条（エリア【area】契約申込みの承諾）第2項第2号に該当する場合を除き、届出の書面に記載された時刻に名義の変更があったものとして取り扱います。

3 エリア【area】契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりエリア【area】契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてエリア【area】サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定めこれを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

5 エリア【area】契約者に係る情報の利用

(1) 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、エリア【area】契約者に係る情報（申込み時又はエリア【area】サービス等提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号等の全ての個人情報を行います。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

ア エリア【area】契約者からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内、又は情報の提供等のエリア【area】契約者に対する取扱い業務

イ 課金計算に係る業務

ウ 料金請求に係る業務

エ 当社の市場調査及びその分析

オ 当社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等

カ 電気通信サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行のため、当該協定事業者に対しエリア【area】契約者に係る

個人情報を提供すること

キ 当社の電気通信サービスについての工事、保守又は障害対応などの取扱い業務

(2) (1)に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。）第23条第4項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、エリア【area】契約者に係る情報を(1)のアからオ及びキ（アについては、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。）に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

(3) (2)の場合において、当社の統括情報資産管理責任者は、エリア【area】契約者に係る情報について責任を有するものとします。

(4) エリア【area】サービス契約者は、(1)から(3)に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意するものとします。

（注1）プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年8月31日総務省告示第695号。以下同じとします。）」第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報の取扱いに関する方針」をいい、当社は、同ポリシーをホームページ上において公表します。

6 本約款の翻訳

当事者の便宜のため、本約款については英訳又はその他の言語への翻訳が作成されることがありますが、そのような翻訳の存在に係わらず、本約款の日本語が優先します。

料金表

通則

（料金の計算方法）

- 1 当社は、エリア【area】契約者がそのエリア【area】契約に基づき支払う料金は暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この通則において「月額料金」といいます。）をその利用に応じて請求します。
 - (1) 暦月の初日以外の日にエリア【area】サービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にエリア【area】サービスの解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日以外の日に月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
- (4) 第27条（料金の支払い義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。

（端数処理）

- 3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金の支払い）

- 4 エリア【area】契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

- 5 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5の規定にかかわらず、エリア【area】契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

6 当社は、料金又は工事に関する費用について、あらかじめ前受金を預かることがあります。なお、前受金には利息を付しません。

(消費税相当額の加算)

7 第27条(料金の支払い義務)及びその他この約款の規定により支払いを要するものとされている額は、別に定める料金表(料金)および料金表(工事に関する費用)に規定する額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別途定めるところによります。

8 7の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、エリア【area】契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

(料金決済代行)

9 上記1、2、4～6に係わらず、当社の定める料金収納代行サービスを利用のエリア【area】契約者は、別途定めるところによります。なお、料金収納代行サービス会社の定める支払期限内に料金の支払いが完了されない場合、当社より料金を請求する場合があります、また当社は、エリア【area】サービスの提供を中止し、解約処理をすることがあります。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 19年 4月 3日より実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 20年 5月 24日より実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 21年 4月 14日より実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 23年 4月 1日より実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24年 9月 1日より実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 25年 11月 1日より実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 27年 10月 1日より実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 28年 3月 1日より実施します。

(実施期日)

この約款は、令和3（2021）年8月1日より実施します。

(実施期日)

この約款は、令和3（2021）年9月14日より実施します。

(実施期日)

この約款は、令和4（2022）年4月29日より適用・実施します。

(実施期日)

この約款は、令和4（2022）年11月21日より適用・実施します。

(実施期日)

この約款は、令和5（2023）年3月31日より適用・実施します。

(約款の適用)

(実施期日)

この約款は、令和5（2023）年5月8日より適用・実施します。